

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和37年1月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月26日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月12日から同年8月頃まで

私は、申立期間当時、同郷の知人に誘われて一緒にA社で仕事をした。半年ぐらいいして退職して帰郷したと思う。この度、私のものと思われる厚生年金保険の加入記録が見つかったが、年金事務所から、オンライン記録に資格喪失日がないため、私の基礎年金番号に統合できないとの説明を受けた。しかし、私は、申立期間について、同社で働いていたことを覚えているので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、昭和37年1月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得したこと、及び資格取得時における標準報酬月額が8,000円であったことが認められるが、同名簿の「資格喪失年月日」が空欄となっているため、申立人が厚生年金保険の被保険者であったことは確認できるものの、その資格喪失日を確認できない。

しかしながら、申立人が、申立事業所に一緒に入社したとして氏名を挙げた元同僚は、「私と申立人は職種も退職した時期も同じであり、退職して2、3日後に二人で一緒に帰郷した。私は、帰郷して間もなく別の事業所に就職した。」と述べているところ、オンライン記録では、当該元同僚の申立事業所に係る被

保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和 37 年 1 月 12 日となっており、当該元同僚が帰郷後に就職したとする事業所に係る資格取得日は、同年 10 月 8 日となっていることが確認できることから、当該元同僚の証言に不自然さは見られないほか、申立人に係る戸籍の附票では、申立人が帰郷後にその本籍地（当時）に住所を定めた日は、同年 9 月 27 日となっていることが確認できることを踏まえると、申立人の資格喪失日は、同年 9 月 26 日であったものと推認できる。

また、申立事業所の被保険者名簿では、申立人と同じページに記載されている被保険者 15 人のうち、「資格喪失年月日」欄に資格喪失日が記載されているのは 1 人のみであり、申立人及び前述の元同僚を含む残りの 14 人については空欄のままとなっており、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 37 年 1 月 12 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日を同年 9 月 26 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立事業所の被保険者名簿から確認できる資格取得時における標準報酬月額の記載から、8,000 円とすることが妥当である。

## 鹿児島厚生年金 事案 757

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日（昭和48年6月28日）及び資格取得日（昭和48年10月28日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月28日から同年10月28日まで

私は、昭和48年6月から49年9月までの間、A社（現在はB社）で継続して勤務していたにもかかわらず、この途中となる申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立事業所で申立期間中も途切れることなく働いており、また、その業務内容や勤務形態も変わった覚えもない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人が昭和48年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月28日に資格を喪失後、同一の厚生年金保険の記号番号で同年10月28日に資格を再取得しており、申立期間に係る加入記録が無い。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立期間の全てを含むこととなる昭和47年4月1日から49年9月30日までの間、申立事業所に雇用されていることが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた申立期間当時の申立事業所における元同僚二人から聴取した結果、いずれも「私は申立人と一緒に同じ業務に従事していた。」、「申立人が途中で数か月間も辞めたことや、申立人の勤務内容・勤務形態が変

わったことなどの記憶は無い。」と供述している。

さらに、オンライン記録では、申立事業所において申立期間当時に被保険者資格記録の確認できる元同僚8人のうち、その資格記録が途切れている者はわずか1人のみとなっている上、この元同僚は、「私は、申立事業所における厚生年金保険の加入記録が約4年間にわたって途切れていることは承知している。その期間は、私自身の事情から同保険を一旦脱退していた期間である。」と供述しており、申立人と同様に、継続して勤務していた期間中に被保険者資格を喪失している者は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立事業所に係る社会保険事務所（当時）の昭和48年6月及び同年10月の記録から2万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人に係る申立期間における保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では、当時の関係資料等を保管していないことなどから、当該期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。しかし、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の得喪の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から10年2月1日まで

私は、平成9年10月から11年3月までの間、A社の営業所で正社員として途切れることなく勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、平成9年11月分保険料の控除が分かる同年12月分を始め、10年3月分までの給与明細書4枚を持っている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している「平成9年分給与所得の源泉徴収票」では、申立事業所が給与支払者となっているとともに、その「中途就・退職」欄に平成9年10月7日就職との記載が確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた申立期間当時の申立事業所における元同僚の一人は、「私は申立期間当時、申立人と一緒に申立事業所で勤務していた。」と供述している。

さらに、申立人が保管している、前述の源泉徴収票及び給与明細書4枚により、申立事業所が、平成9年11月分から10年1月分の厚生年金保険料を控除していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においても厚生年金保険

被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格取得日を平成9年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述した給与明細書において確認できる保険料控除額から11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、平成12年8月31日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日を昭和60年12月1日、資格喪失日を61年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月1日から61年6月1日まで

私は申立期間中、A社（現在は、C法人B社。以下「B社」という。）で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立事業所の臨時職員として、土曜日を含めて週6日間働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が発行している申立人に関する在職証明書（発行日は平成22年10月1日）、及び当該事業所が保管している申立期間当時の臨時職員に関する名簿では、申立人が昭和60年12月1日から61年5月31日までの間、申立事業所における非常勤の臨時職員として在籍していたことが確認できる。

また、B社では、前述の名簿等以外に、当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としながらも、申立期間の途中に当たる昭和61年度当時の社会保険事務担当者にお問い合わせの上で、「当時は、採用した臨時職員は全て採用日の日付で社会保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、前述した申立期間当時の臨時職員に関する名簿に記載されている21人（申立人を除く。）について、各々の在籍期間と厚生年金保険の加入記

録とを突き合わせた結果、採用日から1か月後になって被保険者資格記録が確認できる2人を除き、採用日と厚生年金保険の資格取得日は一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の申立人に関する在籍証明書に記載されている1週当たりの勤務時間（34時間）及び申立事業所が申立期間当時の昭和60年6月1日付け採用の臨時職員における時間給として挙げている金額（944円）による算定結果や、申立期間当時における元同僚の標準報酬月額の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、申立事業所では、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。しかし、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 鹿児島国民年金 事案 738 (事案 119 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月までの期間及び 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から 54 年 3 月まで  
② 昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、国民年金保険料の金額は覚えていないが、集金人が常に自宅に来て集金していたことを覚えているので、保険料を納付しているはずである。前回はこの申立てが認められなかったが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかないため、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i) 申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無い、ii) 申立人は、集金人に納付していたと主張しているが、市の被保険者台帳では、申立人が地区の納付組織に加入していたことを示す記録は確認できず、申立人が所持する領収書では銀行での国民年金保険料の納付が確認できる上、社会保険庁(当時)の記録では過年度一括納付を行っていることが確認でき、申立人の説明と異なったものとなっている、iii) 申立人には、国民年金の未納期間及び未加入期間が申立期間以外に 10 回あり、申立期間のみ納付していたとする申立ては不自然であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 9 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等はないものの、申立期間の国民年金保険料を納付したことは間違いないとして、当委員会に再申立てを行っているが、申立内容及び新たに聴取した内容は、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から62年9月までの期間、同年11月及び同年12月、平成元年10月から2年3月までの期間及び14年4月から15年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、10年4月から11年3月までの期間、12年4月から13年9月までの期間及び15年7月から17年2月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月から 62 年 9 月まで  
② 昭和 62 年 11 月及び同年 12 月  
③ 平成元年 10 月から 2 年 3 月まで  
④ 平成 10 年 4 月から 11 年 3 月まで  
⑤ 平成 12 年 4 月から 13 年 9 月まで  
⑥ 平成 14 年 4 月から 15 年 6 月まで  
⑦ 平成 15 年 7 月から 17 年 2 月まで

私は、市役所から国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、老後のことを考えて、昭和 61 年頃から平成 6 年頃まで、国民年金保険料を欠かさず納付した。また、6 年頃から収入が激減して納付が困難になったが、免除申請をし続けていたので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 11 月 12 日以降に、当時の住所地の市でその弟と連番で払い出されていることが確認できる上、同年 5 月から平成 7 年 7 月までの期間に申立人と同居していたその弟も、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、申立人と同様に全て未納となっていることが確認できる上、当該同居期間については、申立期間①、②及び③を含めて、兄弟の国民年金保険料の納付済期間、未納期間及び免除期間が全て一致していることを踏まえると、申立期間①、②及び③の国民

年金保険料は納付されていなかったものと考えるのが自然である。

- 2 申立期間④、⑤及び⑦については、申立人は、「一度申請を行えば、保険料を納付できるようになるまで、免除が適用されると思っていた。」と述べていることから、免除申請が行われなかったことにより、国民年金保険料が未納となったものと考えられる。

また、申立期間⑥については、申立人は、国民年金保険料の半額免除の承認を受けているものの、半額の保険料を納付していないことが確認できるところ、当該半額免除の期間について、申立人は、「兄が勝手に手続を行ったもので、半額の保険料は納付していない。」と述べていることから、当該期間については、半額の保険料を納付していたものとは考え難い上、全額免除を受けていた形跡も見当たらない。

さらに、オンライン記録により、社会保険事務所（当時）から申立人に対して平成 17 年 7 月 14 日付けで過年度納付書が発行されていることが確認できることから、当該発行日時時点で、申立期間⑥及び⑦に含まれる 15 年 6 月から 17 年 2 月までの期間の国民年金保険料は未納であったものと推認される。

- 3 申立期間は 7 回で、かつ 93 か月と長期にわたっていることから、複数の行政機関において、これだけの回数について事務処理誤りがあったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付及び免除に関する記憶が明確でない上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたこと、及び免除されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたこと、及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び⑥の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間④、⑤及び⑦の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料は夫婦一緒に納付していたのに、申立期間の保険料は、夫だけ納付済みとなっている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 12 月 14 日に町に払い出されていることが確認できる上、その前後の記号番号の国民年金被保険者資格取得者の記録から判断して、申立人は、44 年 7 月以降に国民年金の加入手続を行い、20 歳到達時の 39 年\*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できるところ、当該加入手続時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となるため、集金人に納付できなかったものと考えられる上、町の国民年金被保険者名簿の納付記録欄に納付をうかがわせる記載は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月集金人に納付していたと述べているところ、その夫は、申立期間の国民年金保険料を昭和 47 年 7 月 3 日に金融機関で特例納付していたことが領収済通知書により確認できるものの、申立人については、領収済通知書が見当たらず、その納付を確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確でなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成15年3月から同年5月までの期間及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 3 月から同年 5 月まで  
② 平成 15 年 7 月

私は、平成 17 年に就職することが決まった際に、申立期間を含む 15 年 3 月から 17 年 7 月までの国民年金保険料を何回かに分けて納付した。領収書等はないが、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を含む平成 15 年 3 月から 17 年 7 月までの期間の国民年金保険料を数回に分けて納付したと述べているところ、申立期間①直後の 15 年 6 月の国民年金保険料を時効消滅前の 17 年 7 月 20 日に、申立期間②直後の 15 年 8 月から 17 年 7 月までの期間の同保険料を時効消滅前の同年 9 月 16 日に、それぞれ同じ社会保険事務所（当時）で過年度納付していることが、領収済通知書で確認できるものの、申立期間①及び②に係るものは見当たらないことから、これら 2 回の過年度納付をした時点で、申立期間①及び②は、それぞれ時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 760

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 1 日から 32 年 3 月 9 日まで

私は、国民年金の受給手続をした際に、結婚前に加入していた厚生年金保険期間について、「記録が無い。」と言われてあきらめていたが、その後、平成 21 年 3 月に、元同僚から勧められてもう一度年金記録を確認したところ、その記録は、脱退手当金を支給されたこととなっていた。しかし、私は脱退手当金の請求手続をした記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から 22 日後の昭和 32 年 3 月 31 日に支給決定されていることが確認できるところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所を退職した昭和 32 年 3 月から同制度が施行された 36 年 11 月までの間、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 761

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月頃から平成 4 年 7 月頃まで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立事業所の正社員として働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の約 10 年間、A社で勤務していたと主張しているところ、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚等の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認できる。

なお、申立人が申立期間の後の平成 4 年 9 月 24 日に厚生年金保険の資格を取得している事業所が保管していた申立人に係る履歴書には、申立人が、申立期間の途中となる昭和 61 年 7 月から平成 4 年 8 月までの間、A社で勤務している旨の記載がある。

しかし、申立事業所は、平成 4 年 6 月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、申立期間当時の元事業主の妻で、かつ、元給与・社会保険事務担当者は、当時の社会保険関係書類を保管していないとしながらも、「当該事業所では、申立人を正社員ではなく、アルバイトとして雇用していた。」、「アルバイトについては、厚生年金保険はもとより、雇用保険にも加入させていなかった。申立人の給与から、厚生年金保険料も雇用保険料も控除していなかった。」と供述している。

また、前述の複数の元同僚から聴取したものの、申立人における厚生年金保

険の適用の有無に関する供述等を得られない。

さらに、雇用保険の記録では、申立人の申立事業所における加入記録が確認できない。

加えて、オンライン記録及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間中、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。